

## 1. 中国の植物品種保護制度について

### 第1 中国における品種保護制度のあらまし

#### 1 植物新品種保護国際同盟 (UPOV) 91 年条約と 78 年条約の違い

1961 年に「植物新品種保護国際同盟」(UPOV)が結成され、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) が締結された。加盟国においては、UPOV 条約に従って、育成者の権利が特別法による保護または特許法により保護され、また、保護に際しては、加盟国の国民は他の同盟国において、育成者の権利の保護に関して内国民待遇が与えられ、国際間での植物品種の協力的な保護が行われるようになった。

その後、UPOV 条約は、72 年、78 年、91 年と 3 回にわたって大幅に改正され、加盟国は、72 年条約、78 年条約及び 91 年条約を選択し、UPOV に加盟することができる。現在 (2005 年 10 月 15 日) の加盟国は、60 か国であり、アジアでは日本、中国、韓国及びシンガポールが加盟している。加盟国は、33 か国は 91 年条約を、25 か国は 78 年条約を採用している。

### 2 中国における植物新品種保護のあらまし

#### (1) 法律と法令

中国政府は、2001 年 12 月に正式に WTO に入るため、「知的財産権の貿易に関する協定」(TRIPS) に規定された要件を満たそうと努力し、知財に関する法令を整備してきた。中国政府は「植物新品種保護条例」を 1997 年 10 月 1 日に公布した。これは条例とあるが、日本の法律に該当するものである。また、1999 年 4 月 23 日に、アジアで 2 番目に 78 年 UPOV 条約に加入し、同日に、中国国内外から植物新品種権の出願を受理し始めた。「植物新品種保護条例」の実施に必要な「植物新品種保護条例実施細則 (農業部分) 」(1999 年)、「植物新品種保護条例実施細則 (林業部分) 」(1999 年)、「農業植物新品種所有権侵害事件処理規定」(2002 年)、「農業部植物新品種再審委員会審理規定」(2001 年)、「農業植物新品種所有権代理規定」(2003 年)などの各規則を公布した。

上記の植物品種保護の実務に関する法令以外に、日本の「種苗法」と対応する中国の「種子法」の第 12 条にも、法律で植物品種保護制度の方針を定めた。

#### (2) 保護制度のあらまし

中国は 1999 年にアジアで 2 番目に UPOV の 78 年条約に加盟した。

植物品種保護条例に基づき農業部と林業局とで分担して品種保護をしている。農林水産省の種苗課のみが窓口になっている日本とは異なる。

保護対象植物は 2005 年 10 月現在で 140 属種 (農業植物品種が 62 種、林業植物品種が 78 種) である。現在までの保護リストは巻末資料に掲げた。

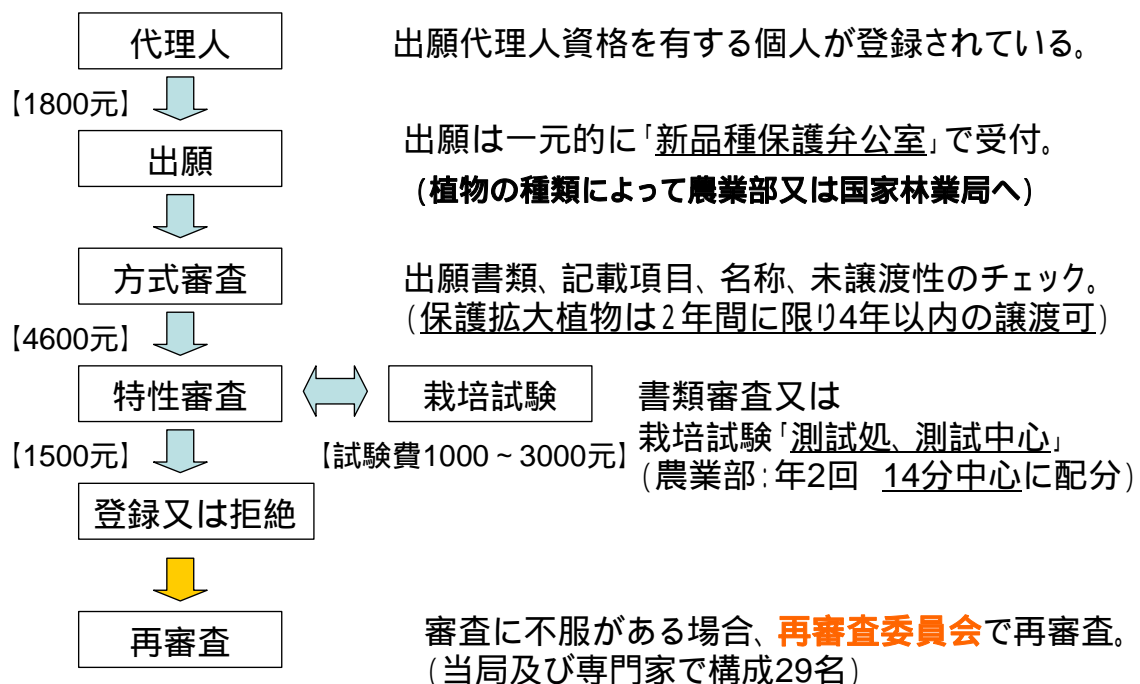
日本から申請する場合には、必ず品種代理人を通じなければならない。品種代理人が所属する代理機構は農業部では 2 カ所、林業局では 21 カ所である。

保護期間は登録から 15 年であり、永年性品種は 20 年である。権利の内容は、生産販売権 (販売を目的とする種苗の増殖等) に限られ、日本のように種苗に関する

る生産、増殖のために調整、販売の申出、販売その他の商業目的による譲渡、輸出入に及び、更に収穫物や収穫物から直接生産された加工品には及ぶことがない。

### (3) 出願から登録までの手続の流れ

## 出願・審査・登録の流れ



### (4) 期間

平均は3年を要し、ユリの場合は2年から2年半で、果樹の場合は6年かかる。長期間かかり過ぎるとの不満が育成者から出ている。

### (5) 費用

農業部、林業局ともに出願時1800元。審査時4600元。栽培試験費用は実費負担となる(露天栽培の場合約3000-4000元/件)

登録料は1～3年目が1500元で、以降は3年毎に30%ずつアップしていく。

### (6) 品種権の取得と権利行使の現状

農業部について

中国における品種権の取得状況については、1999年4月から2005年11月末まで、農業部の受理した出願件数は合計2783件、そのうち、外国の出願が

107 件で、日本からの出願は 18 件である。なお、2005 年 1 月から 11 月までの出願件数は合計 737 件で、外国からの出願は 75 件である。2005 年の外国からの出願件数は、これまで 5 年の合計の 2 倍以上である。

種類別には、土地利用型農作物が 2506 件、野菜が 127 件、観賞植物が 77 件、果樹が 71 件である。

2005 年 11 月末現在、農業部から品種権を授与されたものは合計 698 件ある。林業局について

他方、2004 年末までに林業局の受理した出願件数は合計 305 件、そのうち、外国の出願が 64 件である。種類は、主にコウシンバラ、ポタン、ポインセチア、ホトトギス、箱柳、クリ、アンズ、ユーカリ、クルミなどである。2004 年末までに林業局から新品種を授与されたものは合計 72 件である。木本観賞植物出願件数は 253 件で、林業関係出願の総件数の 82.95% を占める。

権利行使の現状

中国における品種権の権利行使については、2001 年から政府は全国から 12 の省を選んで植物新品種保護の法律執行を試行し始め、それを徐々に全国に広げている。2004 年末までに、17 の省が新品種所有権侵害及び偽物侵害（詐称）事件 863 件（4 年間）を調査し、処理した。調査した事件の内、植物品種の所有権侵害事件が 299 件、登録品種の詐称事件が 564 件である。

### (7) 今後の見通し

中国における育成者権の保護促進の方策として、いろいろな宣伝を行っている。出願が 30% ずつ増加しているのはその成果と考えられるし、今後も増加するであろう。

権利の尊重や啓蒙、侵害するとどうなるかなど、テレビ、新聞、それに検討会も行い、かなり宣伝を行っている。特許も含め、今後もしっかりやっていきたいという話を担当者から直接聞いている。

キクの穂木は上海で生産されすべて日本農家向けに輸出されていたので、メインは日本での育成者権のない品種であり、権利侵害は発生しなかったが、最近、中国の生産者や、日本の輸入業者が日本のパテント品種を中国に持ち込み、種苗や切花の生産が始まっている。潜ってやっているのが多いため、現在、日本の育成者権者が分からず、いずれも大きな問題になってくると考えられる。中国国内の中国人育種家の保護も必要である。

## 第 2 植物品種権の取得について

### 1 品種登録を受けられる者

中国に住所を有する個人、法人である。

外国人や外国の企業または機関は代理人を通じてのみ受けられる。

### 2 保護対象植物

保護対象植物は 2005 年 10 月現在で 140 属種（農業植物品種が 62 種、林業植物品種が 78 種）である。現在までの保護リストは巻末を参照されたい。

すべての属種が保護対象となる日本と異なるので注意すべきである。

### 3 品種登録の要件

植物新品種保護条例（以下、すべて「第 条」と記す）

#### 第 13 条

品種権を出願できる植物新品種は、国家の植物保護品種リストに挙げられている植物の属または種でなければならない。植物保護品種リストは審査・承認当局が決定し、公告するものとする。

#### 第 14 条

品種権が付与される植物新品種は新規性が満たさなければならない。新規性とは、出願品種の繁殖材が出願日以前には販売されていなかったこと、または育種者の許諾を得て、中国国内において1年以上にわたって出願品種の繁殖材が販売されていなかったこと、中国国外において蔓植物、森林樹木、果樹および観賞植物の出願品種の繁殖材は6年以上にわたって、またその他の植物の出願品種の繁殖材は4年以上にわたって販売されていなかったことである。

#### 第 15 条

品種権が付与される植物新品種は区別性が満たさなければならない。区別性とは、出願品種が出願日以前に既存の植物品種とは明確的に区別できることである。

#### 第 16 条

品種権が付与される植物新品種は均一性が満たさなければならない。均一性とは、出願品種が予想しうる変異を除いて、繁殖後のその関連の特徴または特性の面で均一であることである。

#### 第 17 条

品種権が付与される植物新品種は安定性が満たさなければならない。安定性とは、出願品種が繰り返しの繁殖後または特定の繁殖サイクルの終了時にも、その関連の特徴または特性が安定していることである。

#### 第 18 条

品種権が付与される植物新品種は適切な名称を持たなければならない、その名称が同一もしくは類似の植物の属または種において既存の植物品種の名称と区別できなければならない。登録された名称は当該の植物新品種の通用名称とされる。

下記は新品種の名称を選ぶ際に避けるものとする。

- (一) 数字のみからなるもの。
- (二) 社会的モラルに反するもの。
- (三) 植物新品種の特徴、特性、または育種者の同一性について、誤認を生じさせやすいもの。

次のような要件を備えた品種が、品種登録を受けることができる。未譲渡性について日本と要件が異なるので注意しなければならない。

区別性：既存品種と重要な形質（形状、品質、耐病性等）で明確に区別できること

均一性：同一世代でその形質が十分類似していること

安定性：増殖後も形質が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）

未譲渡性：出願日前においてその品種の繁殖材が販売されていないこと、あるいは出願から1年さかのぼった日より前に中国国内で育種者の同意を得て売り出されてはいないこと。また外国においては蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物の繁殖材は6年以上にわたり、その他の植物の品種の繁殖材は4年以上にわたって売り出されていなかったものでなければならない。

なお、新たに保護対象植物に追加指定された品種については、追加から2年間に限り、出願から4年以内の譲渡も認められる。

名称の適切性：品種の名称が既存の品種と紛らわしいものでないことなど。

## **4 代理人**

### **(1) 代理機関の数と資格**

外国からの出願に関しては、認定された品種代理機関を通じて出願しなければならない。現在、中国農業部は農業関係品種の代理機関として2ヶ所を認定し、林業局は林業関係品種の代理機関として21ヶ所を認定している。政府は平成18年または19年にこの数を増やすことを考えている模様である。

また、中国の品種代理人の資格と特許代理人の資格は別のものであって、農業と林業の植物品種代理人になるためには、それぞれ農業部と林業局の品種代理人の国家資格試験に合格しなければならない。

### **(2) 代理人の費用**

料金については特別の規定はない。各代理機関が依頼者と交渉して決めている。

登録に係る費用の標準は特許と同じであるが、少々の割引ができると代理機関関係者から話があった。

日米欧よりは費用が安い。仕事にかかる時間や手間がかかると高くなり、翻訳の後に中国の法律に合わせて直すこともあるという話であった。。

実際の例として、日本で出願が終わっていれば、そのファイルを使えるので費用を安くできるし、もともといい資料をつくってもらえれば安くすることができるという話であった。

方法特許について相談があった場合には、PBRと両方にとって欲しいとアドバイスするという話であった。PBRは直接的な保護ができる。特許は、育種素材の利用をおさえることができるし、PBRより早くかつ広範囲に権利をとることができるので、それぞれの利点を生かすのがよい、という話であった。

### **(3) 依頼の仕方**

代理機関を探し、そこに直接申し込む方法と、日本の代理人を通じて中国の代理機関と契約する方法の2つがある。

### **(4) 実情**

国内育成者は本人か代理人かを選択できるが、種苗会社も個人もおよそ3分の

1 が代理人に頼んでいる。

## (5) 代理機関の実情

### CN Know How

1985 年設立。40 名の職員に 150 名のパート。マスターやドクター、元 S I P O (国家林業局) の職員もいる。Hengda は農業部に所属する国立機関で、CN Know How は農業部の特許事務所であった。中国では 2001 年にすべての機関を民営化する方針であったので、それに従い、2002 年 7 月に CN Know How も民営化した。2004 年 8 月に CN Know How が Hengda を買収した。元々兄弟会社だったものが一緒になり、親子関係になった。特許と P B R の両方を扱っている。この関係の結果、農業部出願の 95% を扱っている。99 - 03 年 10 月までは農業部の代理機関は Hengda 1 つしかなかったので、Hengda がすべてを扱っていた。03 年 10 月にもう 1 カ所代理機関が増えたが、2004 年に CN Know How が再び買収して、代理機関はまた 1 つになった。現在は代理人事務所は 2 つであるが、CN Know How が 90% のシェアを有する。品種代理人資格をもつ者は 155-6 名で、そのうち 151 名がこの事務所の代理人で、代理人の数に占める割合は 95% になる。農業部の出願では代理人を使わない人は少ない。2004 年と 2005 年 10 月までに 400 ~ 500 件の出願があった。日本から中国の出願は 2005 年 10 月 31 日現在で 17 件ある。

中国の場合、代理人費用は 155 ドル / 時で日本より安いという話であった。。

この事務所で一番扱いの多いのが育種方法の特許で、育種方法の特許全体の 90% をこの事務所で扱っている。2005 年に、作物の育種法の P T C 出願を 102 カ国に行った。

海外からの出願の種類は花き、果樹が多い。日本からは果樹で、メロン、スイカ、ナシ、リンゴ、ブドウ、イチゴ。花きではキク、ユリ、ラン、アザレア。まだ、林業局の資格はないが、事務所として申請中で、2006 年ぐらいに資格取得を予定している。農業部と国家林業局の両方の資格を持っている代理人もこの事務所にはいる。国家林業局に出願できる植物種はまだ数十種しかないが、今後、ユーザーの利便を考えると資格を取っておきたいという話であった。

### 北京市衆合律師事務所

この事務所には弁護士事務所と知的財産代理会社がある。弁護士事務所では一般の民事・刑事訴訟の代理をしている。知財代理会社では林業局の代理機関となっており、代理人をできるようになった。これまでに、33 件の代理人をしている。オランダ 3 件、フランス 8 件など。2003 年から農業部の代理人もできるようになった。農業部の 198 件の代理人をしている。。オランダのキク 2 件、日本の精興園の 3 件など。

弁護士事務所と知財代理会社と名前は 2 つあるが、その中で働く人は同じである。職員の構成は、弁護士が 26 人、次に弁理士が 11 人、3 番目に品種権代理人が 4 人である。品種権の訴訟も多少扱っている。

### Yuan 氏の説明

これまでに 40 件の登録をとった。バラ、キク、ガーベラなど花き類のみを

扱う。外国の出願人は直接できないので、代理人を通さなければならない。私たちから李氏を通して行う。

北京中林緑秀植物新品種代理事務所

西北大学の林業科を卒業し、学士をとった人が、現在の北京の代理人事務所の主任である。事務所は中国林業科学研究所のバックアップを得ている。林業局の海外出願 95 件のうち 65 件はこの事務所が担当している。オランダ、ドイツ、アメリカなど。そのほかに台湾からの出願を扱った経験があり、その品種の育成者は日本人である。

中国の費用と比べると、EUの費用は高く、中国の 160 - 200%の費用がかかる。この事務所の代理人費用は、英語での出願の場合、3500 - 5000 元。これを基本にして、日本語やロシア語はプラス 1000 元。出願が中国語の場合、マイナス 500 元にする。よって、3000 - 7000 元で中国に出願することができる。EU は 15000 - 20000 万元となり中国の 1.5 - 2 倍なので、中国の費用が高いというのは誤解であるとの事務所の関係者から話があった。元が高くなっているが 7000 - 8000 元を超えることはないと言うことであった。日本からの出願の場合、専門用語がわからないと対応できないという話であった。

契約の仕方は、(1)種苗会社と契約する、(2)海外の代理人を通してなど。(1)の場合は、手続きのトラブルは代理人が、事実(DUSなど)の部分の問題は出願する育成者に対応してもらうことになるという話であった。この事務所では、中国での出願のための詳細な表を作っていて、この中の 17 の質問に答えれば、あとは全てこの事務所が対応するという話である。(2)の場合は、外国の代理人事務所と契約で役割を決める。費用も責任も2つの事務所で分担する。事前に関係する書類を中国に翻訳してあれば、さらに費用は安くできるという話であった。実際には、英語でない国の場合、相手国の法律なども考慮して出願を行っているという話であった。

## 5 出願の手続き

### (1) 新品種の説明書の要件

- A:新品種の仮の名称。
- B:新品種が属する属と種の中国語及びラテン語の名称。
- C:新品種の育成地及び育成の開始と終了の時期。
- D:新品種と国内外の類似品種との比較に関する背景状況の説明。
- E:育成過程及び育成方法の説明。系譜図表と文字との両方の説明を備えなければならない。系譜図表とあわせて出願品種の親植物の説明、具体的な育成方法、育成経過、育成条件の説明、及び交雑育種に使用された親品種の特徴または繁殖材の説明を含む。
- F:国内外の販売に関する説明
- G:区別性、均一性及び安定性に関する詳細な説明。形態特徴と生物学的特徴を含む品種の特性の詳しい説明。
- H:新品種に適した地域または環境、及び主な栽培技術に関する説明。育種時期に

必要な温度、栽培の密度、または施肥程度等を含む新品種の栽培条件及び栽培技術要件を説明しなければならない。

I:写真の説明。

J:特性表。審査費を納める時に提出しても良い。

## (2) 新品種の写真の要件

A:新品種の形態特徴の区別性を説明できるもの。

B:同一性状の比較が同一写真中にあること。

C:必要に応じて要求されるカラーまたは白黒写真、サイズは、8.5cm×12.5cm または10cm×15cm でなければならない。

D:全ての写真に説明を付けること。特徴区別性の説明、写真の倍率、他の必要な説明。写真の要件を満たさない場合は、補正するため、植物の特有な生物的特徴であり植物成長季節の原因で、次の年になる可能性もあり、十分な注意が必要。写真の補正の遅れで、予備審査を合格できないため、仮保護の執行ができない場合もある。

## (3) 優先権の主張

### 第23条

出願人が最初に外国で品種権出願を提出した日から12ヶ月以内に、同一の植物新品種の品種権を中国で出願する場合は、当該外国と中華人民共和国の間で締結した協議または共に加盟している国際条約に従い、或は相互に承認した優先権に関する原則に基づき、優先権を主張することができる。

優先権を主張する出願人は、出願をする時に書面による主張を提出し、かつ3ヶ月以内に、最初の受理機関が確認した最初の品種権出願文書のコピーを提出しなければならない。本条約によって主張書面または品種権出願文書のコピーを提出していなければ、その優先権を主張していないものとみなされる。

## 6 特性表

登録品種の特性値はHPで公表している。報告の検索システムがある。

しかし、既存品種の特性は、まだ制度が始まって5、6年しか経っていないので公表していない。

バラの審査基準については作成中。

特性分類調査基準が完成し、公表されているのは2種類である。現在は、5種類が作成を完了して申請中であり、あと25種類が作成途中であり、今後年間15種類ぐらい完成させる予定。

## 7 審査

### (1) 予備審査

#### 1) はじめに

### 第27条

出願料が支払われた後、審査・承認当局は下記の項目に対して品種権出願の予備審査を行う。



- (一) 植物品種保護リストに挙げている植物の属または種であるか否か。
- (二) 本条約の第二十条の規定に満たされるか否か。
- (三) 新規性の規定に満たされるか否か。
- (四) 植物新品種の名称は適切か否か。

## 第28条

審査・承認当局は品種権の出願日から6ヶ月以内に初步審査を完了するものとする。品種権出願が初步審査に合格した場合、審査・承認当局は出願を公告し、出願人に対して審査費を3ヶ月以内に支払うように通知する。

品種権出願が初步審査で不合格となった場合、審査・承認当局は出願人に3ヶ月以内に意見陳述または補正を行うよう通知するものとする。出願人が期限内に応答しなかった場合またはその出願が修正後も不合格となった場合、その出願は拒絶されるものとする。

審査機関は農業部と林業局に分かれている。

農業部及び林業局の各審査担当機関は、品種権の出願を受理してから6ヶ月以内で予備審査を完了する。

予備審査の内容は主に、出願品種が中国の保護リストに含まれること、品種の新規性(未譲渡性)を満たすこと、及び品種名称の適切性を満たすことについてである。

新規性については、中国国内で、出願日から1年さかのぼった日より前に育種者の同意を得て出願品種の繁殖材を販売していないこと、または国外で、出願日から4年(蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物は6年)さかのぼった日より前に育種者の同意を得て販売していないことである。

新規性については例外が設けられおり、保護リストに新たに追加された品種に関して、新規の保護リストが発効された日から、農業では2年、林業では1年以内になされる出願については、中国国内での4年以内の販売は可とされる。

### 2) 品種名称の審査

名称の適切性は、出願品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと、数字のみからなるものでないこと、及び社会的モラルに反するものでないことである。

### 3) 補正命令

予備審査において、予備審査の要件を満たさない場合、補正命令を発行する。

3ヶ月以内に補正しなければならない。

## (2) 出願公表と仮保護

## 第33条

品種権が付与された後、予備審査において合格した出願が公告された日から品種権が付与された日までの間、当該の登録品種の繁殖材を出願人の許諾を得ずに商業目的で生産または販売した企業または個人に対して、品種権者は賠償金を要求する権利を持つものとする。

予備審査を合格した後に公表され、公表日から品種の仮保護が始まる。78 年条約では仮保護について規定されておらず各国の裁量になるが、中国では仮保護制度が導入されていて、公表日から登録日までの間に品種の仮保護が侵害された場合は、登録した後に賠償金を請求することができる。

### (3) 実体審査(特性審査)

#### 1) はじめに

##### 第 29 条

出願人が規定によって審査費を支払った後、審査・承認当局は出願品種の区別性、均一性および安定性について実体審査を行う。

出願人が規定によって審査費を支払わなかった場合は、その品種権出願が取り下げられたとみなされる。

##### 第 30 条

審査・承認当局は主に出願文書およびその他の関連資料に基づいて実体審査を行うものとする。審査・承認当局は必要とみなした時、指定された試験機関に委託し栽培試験を行うこと、あるいはすでに完了した栽培またはその他の試験結果を審査することができる。

審査のために、出願人は審査・承認当局の要求に応じて必要な資料および当該植物新品種の繁殖材を提供しなければならない。

品種権の実体審査(特性審査)は、DUS 測定報告書に基づいて、\*3 種類の方式によって審査を行う。DUS 測定は、区別性(Distinctness)、均一性(Uniformity)、安定性(Stability)の測定の略語である。

\*3 種類の方式とは、資料調査、栽培試験及び現地調査を指す。

DUS 測定センターは、北京の他に 14 カ所でバランスの良い配置をしているが、これだけで 95%の栽培試験を実施している。これまでに 78 の審査基準を作り、18 は国家の標準として公布している。

5 つの栽培試験センターを 2 年後に作るとのことであるが、現在建設中であり、2007 年には使えるようになるとのことである。Bio-tech と South bio-tech は、現在、測定が可能であり、活動している。

今後、中国と欧州の審査基準を一致させていくことが重要と考えるという話があった。

#### 2) 資料調査

資料調査とは、申請書類または他の資料による審査方式であるが、現在の中国の実務では、ほとんど使われていない。

#### 3) 栽培試験

栽培試験とは、審査官が主導し、種苗管理センターの試験区で、新品種と最も近い対照品種とともに栽培し、各特性を観察する方式である。現在の中国の実体審査の 95%は、栽培試験による審査となっている。

#### 4) 現地調査

現地調査とは、出願者が主導し、出願者が新品種を、それと最も近い対照品種とともに栽培し、審査官が現地に行って、各特性を観察する方式である。なお、第30条1項後段に関連して、中国審査機関が、ヨーロッパから22件のDUS報告書を購入し、審査した実績があるといわれている。

#### **5) 実体審査の要件**

具体的な品種権の付与の条件では、区別性、均一性、安定性を満たすことである。

区別性とは、既存品種と重要な形質（形状、品質、耐病性等）で明確に区別できること。

均一性とは、新品種が予想しうる変化を除いて、繁殖後の同一世代で、その特徴または特性の面で均一であること（播いた同一世代の種子から全て同じ物ができる）。

安定性とは、新品種が、繁殖を繰り返した後も、または特定の繁殖サイクルの終了時に、その特徴または特性を不変に保っていること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。

以上の要件は、日本の場合と同様であるが、その詳細の運用に関しては不詳である。

実体審査は、品種ごとの審査基準によって行う。補正命令以外には、特許の場合のような拒絶理由通知書と意見書のやり取りはない。

#### **6) 品種権付与と登録**

##### **第31条**

実体審査において本条約の規定に満たされた品種権出願に対して、審査・承認当局は品種権を付与することを決定し、品種権の証明書を発行し、また品種権を登録、公示するものとする。

実体審査において本条約の規定を満たさない品種権出願に対して、審査・承認当局はその出願を拒絶とし、その旨を出願人に通知するものとする。

実体審査に合格した後に、品種権付与の通知書が発行される。

通知書を受取った日から3ヶ月以内に初年度の登録費を納めて、品種権が品種登録簿に記載、公示される。

品種権証書が品種権者に交付され、その交付日から、植物品種権が発効する。

#### **(4) 不服審判、無効審判及び審決取消訴訟**

##### **第32条**

審査・承認当局は植物新品種の再審査委員会を設置するものとする。

出願人は品種権出願を拒絶とした審査・承認当局の決定に対して不服がある場合、その通知を受け取った日から3ヶ月以内に植物新品種の再審査委員会に対して再審査（不服審判）を行うよう要求することができる。植物新品種の再審査委員会は再審査の要求を受け取った日から6ヶ月以内に決定を行い、その旨を出願人に通知するものとする。

出願人が植物新品種の再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通

知を受け取った日から 15 日以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

### 1) 不服審判

品種権申請を不合格とした審査に対し、拒絶査定を受取ってから 3 か月以内に、再審査（不服審判）を要求することができる。再審査委員会は 6 か月以内に決定し、出願者に知らせなければならない。

### 2) 無効審判

登録された品種に対してでも、無効宣告（無効審判）を要求することができる。無効宣告で取消された品種権は最初から存在しなかったとするが、既に実施された品種の利用または譲渡に関する契約には、遡及することができない。

無効宣告による侵害訴訟への影響については、品種権は実体審査を経て取得されたものとして、法的安定性が高いと認定され、無効宣告を要求しても侵害訴訟が続けられる。

### 3) 審決取消訴訟

再審査委員会の審判決定に満足できない場合は、15 日以内に審決取消訴訟を提出することができる。

## 8 出願から登録までの実情

### (1) 出願数と登録数

#### 【農業部】

これまでの出願数は以下のとおりである。

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年10月
115	112	227	290	567	735	900件

これまでに 621 件の登録があり、2005 年の出願見込み数は約 900 件である。

これまでの海外からの出願は約 100 件であり、アメリカ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、日本、オランダなどである。多い国は今までは韓国が 1 番であり、今年だけで 13 件あり、あと 5 件は来る予定になっている。ついでオランダで今年は 10 件弱である。種類では、花き、果樹が多い。

日本からの出願数は 20 数件あり、出願公表されたのは 17 件である。精興園（キク）、向山蘭園（ラン）の 2 社の外に、ユリの会社がある。

日本からは果樹で、メロン、スイカ、ナシ、リンゴ、ブドウ、イチゴ。花きではキク、ユリ、ラン、アザレアである。

これまでの種類別の申請数と登録数は、畑作物 2412 件で 566 件、野菜 126 件で 30 件、花卉 76 件で 10 件、果樹 63 件で 1 件、牧草は申請 2 件。申請合計は 2679 件。

出願者については、稲・トウモロコシでは種苗会社が 40%、残りの 60% が政府機関である。花きでは種苗会社が 36% で、残りの 60% 以上が政府機関である。ただし、政府機関といっても政府からの資金は数% であり、残りの資金は全て自己調達しており、種苗販売の利益はすべてその機関の収入になっている。

## 【林業局】

林業局では4回保護リストを公表し86種が保護対象になっている。  
林業局の申請数と授権数は次のとおりである。

年	申請数	授権数
1999	78	0
2000	58	29
2001	36	43
2002	17	49
2003	48	7
2004	36	16
2005	50	17

国家林業局の担当分の出願登録数は、これまで366品種が出願され、199品種が登録になった。

外国からの出願は95件である。

2004年までの海外からの出願国は、(1)ドイツ40件、(2)フランス15件、(3)オランダ13件、(4)アメリカ10件、その他の国が2件であり、まだ、日本からの出願はない。

作物別では、(1)バラ、(2)ポインセチアの順。2005年5月末現在、海外からの出願は95件で、そのうち登録になったものは27件。拒絶は1件のみでDUSの結果が不適。ヨーロッパでも同じ結果であった。

### (2) 要する期間

平均は3年を要し、ユリの場合は2年から2年半で、果樹の場合は6年かかる。育成者が長すぎると不満を述べている。

### (3) 出願・審査・登録料

農業部、林業局ともに出願時1800元。審査時4600元。栽培試験費用は実費負担となる(露地栽培の場合約3000-4000元/件)

登録料は1~3年目が1500円で、以降は3年毎に30%ずつアップしていく。

中国における品種権を取得するためにかかる費用は、主に代理人への費用と審査官庁への費用との2部分である。中国現地代理人への費用は、新品種技術の難易程度及び仕事量または代理事務所によって、数万から数十万円程度である。審査官庁への費用は、一般的に、出願費は1800元、実体審査費は4600元、栽培試験が必要な場合は実費、そして、年度登録料は1-3年目が1500元/年、以降は3年ごとに30%アップ。(元を基準、現在1元=16円)。初年度登録までの審査官庁へ合計費用は、中国で栽培試験がある場合、およそ11,000元程度、約18万円前後。そのほか、日本の代理人費用、翻訳費または種子などの通関、郵送手数料等もかかるので、一つ品種権を取得するまで数十万円の費用がかかる。

## 9 品種登録

保護期間は15年である、永年性作物は20年である。

親系統と登録品種の寄託の必要性については、今のところ登録品種の保存をしている。侵害を調べるために必要である。F1ならF1だけの寄託でよい。親を保護したい場合には親の寄託が必要である。今後、F1の親の寄託を考える可能性もあるが、すぐに寄託を求めることはないという話であった。

### 第3 品種権の効力

#### 1 品種権

##### 第6条

育種を達成した団体または個人は自らの保護された品種に対する排他的な権限を持つ。本規制において別段の規制がない限り、他の団体または個人は品種権保有者(以下、品種権者と称する)の同意を得ずに上記保護された品種の繁殖材を商業目的で生産または販売してはならず、また保護された品種の繁殖材を他の品種の繁殖材の生産において商業目的で反復的に利用してはならない。

中国における品種権の内容には、植物品種保護条例によって、品種の商業上の生産及び販売の独占権(例外あり)、品種権の譲渡権、及び品種名の使用義務等を含む。

登録された品種は、種子及び繁殖のための植物体の一部(栄養体)について、品種権者の同意を得ずに商業目的で生産、販売してはならない。F1品種の生産のための親品種としての反復利用も同意が必要である。

#### 2 品種保護権の存続期間及び登録料

中国における品種権の存続期間は、登録日から、蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物については20年、そのほかの植物については15年である。

登録料は1～3年目が1500円で、以降は3年毎に30%ずつアップしていく。栽培試験費用は実費負担となる(露地栽培の場合約3000～4000円/件)。

#### 3 品種保護権が及ぶ行為

権利の内容は、生産販売権(販売を目的とする種苗の増殖等)に限られ、日本のように種苗に関する生産、増殖のために調整、販売の申出、販売その他の商業目的による譲渡、輸出入に及ぶことはない。更に収穫物や収穫物から直接生産された加工品に及ぶことがない。

#### 4 名称使用義務等

##### 第12条

登録品種の保護期間が満了したか否かにかかわらず、当該登録品種を販売する際に、登録されている当該品種の名称が使用されなければならない。

### 第4 育成者権の効力の例外

##### 第10条

下記の状況での登録品種の利用は品種権者の許諾を必要とせず、またロイヤルティーの支払いも必要としないものとする。しかし、本条例による品種権者の他の権利を侵害することをしてはならない。

(一) 育種及びその他の科学研究をするために登録品種の利用。

(二) 農民による自己の農地で収穫された登録品種の繁殖材の自己の農地での繁殖目的での利用。

## 第 11 条

国家利益または公共の利益のために、審査・承認当局は、植物新品種を利用する強制実施権の付与を決定することができ、それは直ちに登録され、公告されるものとする。

強制実施権が付与された団体または個人は品種権者に合理的な使用料を支払うものとし、その額は両当事者間で決定されるものとする。両当事者が合意に達しなかった場合、審査・承認当局が裁定を下すものとする。

品種権者が強制実施権を付与するという決定に満足しなかった場合または使用において支払われる料金に関する裁定に満足しなかった場合、品種権者はその通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

### 1 試験または研究目的の品種の利用

品種権の例外として、試験研究目的のための実施については、品種権者の同意を得ず、実施料を払わなくても実施することができる。

### 2 農業者の自家増殖

品種権の例外として、農家の自家増殖のための実施については、品種権者の同意を得ず、実施料を払わなくても実施することができる。

### 3 強制実施権

国家と公衆の利益のために、強制実施の規定も設置されている。強制実施を行う時、品種権者に合理的な実施料を払わなければならない、強制実施の決定または実施料に不満がある場合は、通知を受取った日から 3 ヶ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。なお、中国の品種保護制度を 1999 年に実施し始めて以来、強制実施の決定が行われたことはない。

## 第 5 利用権設定についての留意事項

### 第 9 条

植物新品種の品種権を申請する権利ならびにその品種権は法律に従って譲渡することができるものとする。

中国の団体または個人が中国で育成された植物新品種の品種権を申請する権利またはその品種権を外国人に譲渡することを希望する場合、そのような譲渡が審査・承認当局によって承認されなければならない。

国有企業による中国国内における新品種の出願権またはその品種権の譲渡の場合、それが関連の国家規制に従って提出され、その管轄の行政部局の承認を受けなければならない。

品種権を申請する権利または品種権の譲渡に関わる当事者は書面による契約を締結するものとし、またその譲渡を審査・承認当局に登録するものとし、その当局はその譲渡を公告するものとする。

## 1 登録品種を利用する場合にチェックするポイント

### 登録者と農民との契約書

登録者は農民と契約書を必ず書類で交わすことになっているが、農業部では、そのひな形あるいはサンプルを保有していない。

契約書については、政府は民間の契約には関与しないが、契約法に基づいて契約書を作っている。

### 契約の実例

オランダのキク育成者団体と日本のキク種苗会社の両社は種苗の輸出用としていて、その国で種苗を販売してはいけない契約をしている。また、欧州の会社の契約の例では、試験的利用契約書で一定期間に限る仮契約を締結し、それでうまくいけば一般的利用契約を締結して増殖を認めるというやり方があり、こういう契約は今後の市場作りに役立つと考えられている。

### 使用権設定契約

使用権設定契約は、外国の育成者自身が作った契約書では中国に合わないので中国の代理機関が修正して利用することが多い。

### 生産許可の契約書

登録後、育成者の生産許可のための契約書については、代理人事務所が作る場合もある。

### 中国でのロイヤルティー設定

中国でのロイヤルティー設定は、初めは国際基準の半分か、あるいはフリーにする方法がいいという話を聞いた。オランダのカーネーションの種苗会社では、中国国内で消費される花きの種苗については安いロイヤルティーを設定し、海外に花きとして輸出するものについてはロイヤルティーを上乗せしている。この方式は日本の種苗会社を含めて世界のカーネーションブリーダー6社が共通で一緒に行っている。国際レベルの2割程度の苗価格で、中国では販売している。ただし、輸出の際には花き1本につき1円を支払ってもらっている。中国だけの特別な対応を取っている。後述の雲南省の会社はその方式を受け入れている。

## 第6 権利侵害への対応

### 1 民事的救済

#### (1) 総説

#### 第39条

保護された品種の繁殖材が品種権者の同意を得ずに商業目的で生産または販売さ



れた場合、品種権者またはそれに対する利害を持つ当事者は、省レベル以上の政府の農林業の部局に対して、それぞれの権限に従って取り扱うことを要求することができる。または直接に裁判所に訴訟を提起することができる。

省レベル以上の政府の農林業の部局はそれぞれの権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかった場合、品種権者またはそれに対する利害を持つ当事者は民事訴訟手続に従って裁判所に訴訟を提起することができる。

品種権の侵害事件を各部局の権限に従って取り扱う際に、省レベル以上の政府の農林業の部局は、社会の公共の利益を保護する目的で、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入を没収し、また侵害者にその違法な収入の5倍以下の罰金を科することができる。

#### 第40条

植物新品種が偽造された場合、郡レベル以上の政府の農林業の部局は各部局の権限に従って偽造行為の停止を命じ、違法な収入及びその品種の繁殖材を没収し、またその違法な収入と同額以上、5倍以下の罰金を科することができる。侵害事情が犯罪を構成するほど重大な場合、関連当事者に対して法律に従って刑事的責任の捜査が行われるものとする。

#### 第41条

それぞれの権限に従って品種権の侵害事件を取り扱っている省レベル以上の政府の農林業の部局およびそれぞれの権限に従って品種権の偽造事件を取り扱っている県レベル以上の政府の農林業の部局はともに、該当する場合に、その事件に関連した植物品種の繁殖材を封印または保管し、事件に関連した契約書、会計帳簿およびその他の関連の書類を閲覧し、コピーし、または保管することができる。

#### 第42条

保護された品種がその登録時に使用された名称を用いずに販売された場合は、郡レベル以上の政府の農林業の部局はそれぞれの権限に従って、指定された期限内で是正を命じることができ、また1000元以下の罰金を科することができる。

#### 第43条

植物新品種の出願権および品種権の所有権に関する紛争が生じた場合、当事者は裁判所に訴訟を提起することができる。

#### 第44条

郡レベル以上の政府の農林業の部局またはその他の関連部局の役人が権限を濫用し、任務を怠り、個人的利益のためになんらかの不正を行い、または賄賂を強要もしくは受領した場合、事件が犯罪を構成する場合はその役人に対して法律に従って刑事的責任の捜査が行われるものとする。また事件が犯罪を構成しない場合、その役人は法律に従って行政的制裁によって罰せられるものとする。

育成者とその関係者しか、訴訟を起こすことができない。関係者とは、(1)独占許可権者。ただし、独占の場合は育成者は原告たり得ない。(2)専用利用権者。こ

の場合は、単独または育成者と一緒に原告となる。(3)通常利用権者。この場合は、(1)及び(2)と一緒にしか原告たり得ない。反対の者がいる場合にはその者の権利放棄書面が必要である。

## (2) 差止請求

農業部または林業局に対しても、裁判所に対しても、どちらかを選択して請求できる。

## (3) 損害賠償

農業部または林業局に対しても、裁判所に対しても、どちらかを選択して請求できる。

賠償金は、4種類ある。(1)原告が被告の行為によって実際に損失した金額、(2)侵害者の得た利益、(3)前述の(1)及び(2)で決まらないときには、育成者が他の利用者との間で交わす契約に基づくロイヤルティー金額の5倍以内の請求ができる。相手の行為により、2～5倍まで。(4)(1)～(3)までで決まらないときには、50万元以内で人民法院が決める。

## (4) 信頼回復請求

特に規定がない。

## (5) 行政と司法の関係

中国における品種権侵害の種類

2001年に中国の品種権の権利行使が行われて以来、中国における品種権侵害の種類は、主に2種類ある。ひとつは、商業侵害であり、育成者の許可なく登録品種の繁殖材を商業目的で生産または販売し、また登録品種を他の品種の繁殖材の生産において商業目的で反復的に利用することである。もうひとつは、偽物侵害であり、登録品種でない物を登録品種と偽ることである。

現在の中国の品種権における侵害の特徴として、商業侵害より、優秀品種の偽物侵害（詐称事件）が多いようである。

中国における品種権侵害の対策

中国における品種権侵害の対策は、当事者間の話し合いにより解決できなければ、行政と司法の二つのルートがある。行政ルートでは、品種権者または利害当事者は、商業侵害の場合は侵害地の省レベル以上に対して、また、偽物侵害の場合は郡レベル以上の人民政府の農林部局に対して、各部局の権限に従って侵害事件を取り扱うことを要求できる。司法ルートでは、品種権者または利害当事者は、直接、人民法院（裁判所）に提訴することができる。

損害賠償の調停

人民政府の農林部局は、各部局の権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかった場合、品種権者または利害当事者は、民事訴訟手続きに従って人民法院に提訴することができる。

知財訴訟

知財訴訟の管轄の裁判所は、侵害行為の発生地 of 裁判所が管轄裁判所となる

と明確に規定している。また、知財訴訟の時効は、知的財産（品種権を含む）が侵害された日から2年である。2年以上経過した場合でも、侵害の差止を状況によって請求することができるが、損害賠償の金額は、訴訟が起された時点の2年前から計算する。そして、権利侵害紛争の判決について、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入を没収し、また侵害者をその違法な収入の5倍以下の金額をもって罰することができる。侵害の金額が確定できない場合は、人民法院は当事者の請求または職権により50万元以下の損害賠償額を決定することができる。

## 2 刑事処罰

### 第40条

植物新品種が偽造された場合、郡レベル以上の政府の農林業の部局は各部局の権限に従って偽造行為の停止を命じ、違法な収入及びその品種の繁殖材を没収し、またその違法な収入と同額以上、5倍以下の罰金を科することができる。侵害事情が犯罪を構成するほど重大な場合、関連当事者に対して法律に従って刑事的責任の捜査が行われるものとする。

### 第42条

保護された品種がその登録時に使用された名称を用いずに販売された場合は、郡レベル以上の政府の農林業の部局はそれぞれの権限に従って、指定された期限内での是正を命じることができ、また1000元以下の罰金を科することができる。

ここに見られるように、農業、林業の行政局が刑事罰を科せることができる点に特徴がある。刑事裁判所は、社会に悪影響を与え、多大な損失を与えた、非常に重大な知財権利の詐称事件に限定されている。

## 3 権利侵害への対応の実情

### (1) 行政当局の説明

#### 訴訟件数

これまでに800件の訴訟がある。00年と01年は特許によるものである。02年から植物の侵害を独立して集計している。これまでに育成者権侵害で受理した件数は、02年で36件、03年で100件、04年で172件、05年で145件である。この中には不服審判や下級人民法院から中級人民法院へと2回計上されているものもある。裁判所の係官に確認したが、裁判所の対応が早く、04年までに受理したものは全て処理済みであり、残っているのは05年に受理した事件のみとのことである。

#### 侵害案件を扱う裁判所

知的財産案件の侵害(権利侵害と権利の所属をめぐる争い)は当事者と被告と行政機関が関与する。技術的に扱いが難しいので、被告の所在する省都の中級人民法院が受けることになる。控訴審は高級人民法院で受けることになる。

#### 品種名称詐称案件の扱い

品種名称の詐称の場合は、県の人民法院で受けることができる。その場合、刑事事件として審議されるのは多大な損害を与え、かつ社会に悪い影響を与えるものである。それ以外は、行政案件として立件される。

#### 侵害

繁殖材（種苗）の生産販売があれば侵害になる。収穫物は対象にならない。親品種の利用も証拠があれば侵害になる。

#### 侵害品種の鑑定方法

保護品種を使って生産販売しているのに、別品種と言っている場合に、調査の必要がある。鑑定方法は、栽培試験と DNA 鑑定の 2 つである。被告側は時間がかかる栽培試験を希望することがある。育成者は DNA 鑑定を求め、両者の意見が違うときには裁判所が決める。これまでのものは全て DNA 鑑定で行い、栽培試験で鑑定したものはない。育成者と人民法院関係者が一緒に被告の所へ行き、サンプルをとり、DNA 鑑定機関に送付する。

#### 具体的な侵害事例

侵害事例として、「東海 9 号」事件がある。稲に関する内モンゴルでの訴訟である。

これは別の省で育成された品種を別の名称で自分の品種だと言って 1500 坪栽培した。3 者でサンプルをとり、農業部の栽培センターに送り、鑑定した結果 DNA が一致して被告が負けた。被告の利益はまだなかったので、1500 坪での収穫物を全て原告に渡し、規模が大きかったので人民法院が 40 万元の賠償を決めた。被告は、収穫物を全て渡したので賠償金を払いたくないと言ったが、人民法院が被告の事務所を差し押さえて売却し、40 万元を支払わせた。初めての侵害事件で、事務所を差し押さえて売却して賠償金を支払わせたので、この侵害事件は大変有名になり、多くの新聞が報道した。人民法院の HP に全て掲載して公開しているので、侵害事件の裁判の判例の全てを見ることができる。他の侵害事例

300 万元以上の賠償を決めた判決も出ている。この事件は証拠が強かったので、違法な収入の 3 倍になった。また別の事件では、前年に別の育成者のものを栽培し違法な収入の 3 倍の賠償金になった者が、今年はまだ別の育成者のものを栽培した事例であり、悪質なために違法な収入の 5 倍の賠償金になった。

#### DNA 鑑定

DNA 鑑定のできないものはこれらの訴訟をやれないという理解でよいかとの質問に対しては、これまでに稲とトウモロコシの事例しかないこと、稲とトウモロコシの審査基準を作成中であること、花きの場合は DNA でできないので栽培試験でやることになるだろうとの回答を得た。更に、野菜について一部でやっているが、まだ基準ができていないこと、果樹や花きについては DNA の研究者が少ないこと、日本からの DNA 情報があればやっていきたい旨付言した。

DNA 鑑定については、人民法院が認めた機関の結果を使うことになるとのことである。

## (2) 楊代表 (MEILLAND International) の説明

### 不法行為への対応

中国で不法行為を発見した時には2つの対応方法がある。1つは農林業部の行政当局へ持っていく方法と、もう1つは人民法院へ持っていく方法である。中国の弁護士は植物について知識がない。中国の司法機関は不法なものかどうかを確認できないケースがある。例えば「Red Berlin」と「Grand Gala」は中国で品種登録をとった。他の人が増殖したため2社を人民法院に訴えたが、裁判官は「赤い色」としかわからず、弁護士も同様であった。日本にはDNA鑑定できる機関があるが、中国にはない。登録に必要な特性表はEUのデータを買って使用した。

### 違法行為への対処法

ロイヤルティーをどう守るかが問題である。権利保護のため、引き続き登録をしていく方針である。農家以外の会社と契約を結んで契約書を作っている。対処の段階としては(1)発見したら、友好的に口頭で、「イリーガル」と伝える。契約書では自家増殖を禁止しているが、警告書を出しても普通の人は無視する。(2)弁護士から手紙を出す。(3)それでもだめな場合は人民法院へ行く。

### バラの侵害事例

バラでの裁判ケースはない。林業局の花きは全くないと思う。2002年に「Grand Gala」の違法増殖があったが、人民法院に行く前に農家が消却したので解決した。2005年に昆明の2つの会社が違法増殖した。弁護士がレターを渡したら、1社は「これからロイヤルティーを払う」と回答したのでその線で解決した。

もう1社は種苗増殖と切り花生産をしていた。昆明に弁護士がいて、提訴に向けて弁護士をトレーニングすべく毎日電話で話している。政府も知財を重視している。

政府も裁判を注目している。マスコミに宣伝したいと思っている。

## (3) 雲南省商業庁からの説明

### 中国での知財保護の重要性

日本からの法律の専門家の訪問を歓迎する。このような交流から中日間の友好を図りたい。お互いに、win-winの関係になれるように努めたい。知財局長の有名な言葉として「他人の知財を守ることは、自分の知財を守ることよりもっと大切である。」を紹介したい。

### 雲南省での品種権の保護

第10回5カ年計画で、花きは雲南省の主要なと位置付けられている。花き産業の発展が雲南省の方針である。輸入の品種は必ず保護しなければならない。具体的には3カ所で保護を進めている。(1)科学技術庁、(2)花き協会、(3)商業庁である。3カ所ともルールを作り、法律関係の文書を作っている。花き協会は実際にやっている。正しいルールで、外国から品種を輸入し、輸出する会社を私たちが指導する。

### 雲南省の貿易額

次にデータから紹介する。2002年の雲南省の海外貿易（輸出入）は675万ドルであり、2003年は1538万ドル、2004年は1953万ドル、2005年は1～9月までに1996万ドルに達した。ルールを守るやり方で対外貿易が伸びていく。ルールを守った会社のリストを作った。3つの組織でこのような会社を守っていく。例として、インマオ（雲南たばこの子会社、後述）があげられる。このような権利を守る会社に、その他の会社もそうなるように指導していく。最後に、この交流によって、日本の種苗会社から、世界で一番の品種をインマオのような会社に出して欲しい。そして、事業を立ち上げていきたい。

#### （４）和 葵（雲南省花き産業連合会 / YFA 副秘書長）の説明

##### 歓迎挨拶

このたびの訪問を歓迎する。中日の花き貿易が伸びる状況で、日本の花き関係者とも交流してきたが、保護の法律の専門家との交流は初めてである。今回の専門家から、雲南省の花き保護についてアドバイスをいただきたい。

##### 雲南省における品種保護の経緯

雲南省の花き産業の歴史は10数年しかなく、保護の歴史はもっと短い。はじめは育成者権の保護に関しては、育成者も、企業も、農民も皆、保護の制度が全くわからなかった。花き産業の発展とともに国際交流により、輸出入が増え、対外貿易が増え、政府も企業も保護制度を勉強し、保護の認識が高まった。保護のための予算措置

我々が保護をきちんと行わないと、雲南省に良い品種が入らなくなる。雲南省の花きは輸出がメインでとても重要である。輸出の際にロイヤルティーを払わなければ輸出が難しい。このような認識に基づいて省として保護を重視して改善している。生産途中で種苗のロイヤルティーを支払っている。政府もYFIのような国際ルールを守りロイヤルティーを支払っている会社を支持している。このような会社の援助の為に10万元を予算化している。

##### 国際ルールの順守

雲南省に知財の協会を作った。国際ルールを守るルートは2つある。1番目は意識の問題。農家や会社が品種保護を知らない。なぜ栽培してお金を払わなければならないのかわからなかった。国際協力の上で必要とわかった。意識に変化が出てきている。2番目は、ロイヤルティー支払い能力の問題である。雲南省の種苗会社はまだ事業を始めたばかりで経済力が弱い。これまでロイヤルティーを払うことができなかったが、徐々に支払い能力も高くなってきている。

##### 雲南省の園芸保護条例

雲南省の園芸保護条例は中国初の省レベルの条例である。98年に花き生産協会で作った。この条例の効果はあったが、条例の実施の際に問題がある。花きに関する条例の改正作業に入っていて、すでに立法の人民大会への行動に入っている。

##### 中国での種苗ビジネス成功のために

日本の品種権を守るための提案について。知財保護のロイヤルティー支払い

は簡単に中国側が支払えばいいということではないと考えている。日本の品種を買ってもらためには、中国での具体的な登録が必要である具体例として、フランスのバラの種苗会社が雲南省で上手にビジネスを進めている。それより以前のオランダの種苗会社は中国でのビジネスに失敗している。違法栽培がたくさんあるとオランダの種苗会社は不満を言っていたが、(1)オランダの品種は中国で未登録で、(2)会社として中国での交流も不十分であった。一方、フランスのバラの種苗会社は中国に登録し、交流も十分に行っていて、ビジネスとして大変成功を収めている。

#### **(5) 周(雲南省知識産権局協調管理处) 処長の挨拶**

日本の農林水産省は保護を積極的に行っている。私たちも参考としたい。今回の交流を第1歩としたい。花き生産会社、市場でもっと状況を知って欲しい。インマオは保護をよくやっている会社で、彼らの会社から雲南省の国際ルールを守るやり方が見えてくると思う。この調査団によって雲南省の保護の実情を知ってもらって、日本の良い品種を雲南省に出してもらって、雲南省と日本の貿易を促進したい。それが私たちの強い希望である。政府機関も保護に務めるため、良い環境を作って頑張っていきたい。今も力を入れているが、もっと改善して行きたい。日本の経験は大いに参考になり、ありがたい。もっと雲南省で交流を進めたい。雲南省は観光と生物資源は大変豊かである。

#### **(6) 曾元総経理(インマオ：雲南英茂花卉産業有限公司)の話**

##### **権利取得と交流の重要性**

今日の午前中は公的な交流で、午後は民間の交流なのでリラックスして会社の経験を話したい。雲南省で1つの品種をどう保護したらよいか、私の考えを話します。まず、(1)中国に入るには78年条約の下で中国のPBRを取らないといけないと思う。次に(2)育成者や育成権者は中国の会社と交流を深めるべきである。品種をただ売るだけではなく、我々に技術の面でもサポートしてほしい。ただのビジネスだけでなく、効率よく、技術、感情、友情の面でも交流し、その中に知財の重要さも現れてきて、有利になる。友達になれば何でも話せる。東南アジアで同じ文化でもある。

##### **日本の種苗会社の中国進出**

日本の花き関係の会社でも知財を尊重しない会社もある。お互いに知財を尊重し、協力すべきである。それが成功のポイントである。日本のフジ・プランツは中国でのビジネスを上手に進めている。中国に進出するのが早くポイントをつかんでいる。そして、ルールを守る会社を選んでいる。オランダの会社は早い時期に進出し、いろいろな会社と協力してやったが、今は規模が小さくなっている。一方、フジ・プランツは順調に発展している。オランダの会社はPBRに悲観的だが、フジ・プランツは前向きにやっている。オランダの会社の失敗の原因がポイントだと思う。

##### **中国の現状**

中国の状況を理解しながら進んでほしいと思う。国情に合わせて、可能な限り柔軟に対応した方がいい。中国の花き会社は歴史が浅い。中国の普通の人の

収入も低い。中国の経済状況、文化のことをよく考えて一緒にやったほうがよい。中国は発展し変化しているが、まだ時間的に短く、いろいろな問題点や難しいところがある。日本の知財の経験は深い。今後、中国でも知財を守る会社が増える。その方向だと信じている。日本の法律関係者はもっと中国を信用してもらいたい。長期的に見てもらいたい。中国は大きな国で大きな市場なので。意見交換

(日本側)中国の制度を勉強してもわからない。会社からはロイヤルティー徴収はOKで、農民からはダメ。インマオは昆明での実情をどのようにわけているのか

(曾・前総経理)私の個人の意見。法律と実態はずれている部分がある。1対1がイコールではない。私は前総経理で、契約書を守る会社には契約書を作っていた。私が経験した、ルールを守らない会社とはもうつき合わない。花きの品種はほとんどなく、ビジネス化の程度も低い。この点を私たちは認識しているので、国際的な会社とつきあい、知りたい。もし、日本の品種が中国にきたら、知財を守る会社を見つけたい。まだ、知財を守らない人もいることを認識してほしい。一番大切なのは知財を守る会社を見つけることである。ある会社がカーネーションの種苗を求めてきたが、不法なことをすることを知っていたので売らなかった。

(日本側)ルールを守る会社や農民にしか売らないのか。

(曾・前総経理)はい、もし不法なことをしたらリストからははずす。インマオにはルールを守る会社や農民が集まっている。今まで時間をかけてやってきた結果、できるようになった。

(日本側)インマオはロイヤルティーを支払っていて不利な立場にある。不法を防ぐための取り組みを是非、聞きたい。

(曾・前総経理)ビジネスにはリスクがある。法律だけではビジネスはできない。8年前から増殖会社はたくさんあったが、今はなくなってしまった。99年に中国で保護を始めた。インマオと海外の会社は、リスクはあっても私たちとやっている。規模が大きいと不法なことはできない。大きな会社には不法行為はない。不法行為をするのは個人レベルの会社である。なぜ、法律でやらないのか。ビジネスなので経費を考えバランスを考えている。真実の話を伝えたい。中国で8億の農民がいて、雲南の花き栽培者は切り花の50%を生産している。オランダ、フランス、ドイツ、日本の育成者と協力している。信頼をベースに。

オランダの会社は警告書を出して効果のあったところもあった。知財に関しては、日本は青年、中国は子供である。今のやり方は8、9年の経験で一番コスト的に良い方法である。

(日本側)農家の範囲の区別をつけないと法律的には難しい。地方行政機関に聞いてほしいし、日本の農民の範囲も明確にしていく必要がある。そして、中国と日本の農民の範囲を同じにした方がよい。

#### (7) 薫副総経理 (Yunnan United Floral Transport & Marketing Co.,LTD) による説



## 明

F L Yは 2002 年に設立された会社であり、F L Yに投資している団体は、雲南省花き生産協会、雲南航空、英茂、昆明鉄道局、市場関係の5つである。輸出先は日本、オーストラリア、ラオス、ベトナム、中東諸国である。ロシアには工場を作った。4、5年前から日本のフジ・プランツのつきあいが始まり、カーネーションとユリを日本へ輸出している。2年前から世界のカーネーション育種会社のEACステッカーシステムを使っている。2004年から日本向けにさらに研究し、品種がわかるような研究をしている。貿易会社は、花きの場合、2つの点に注意して買っている。(1)品質、(2)違法かどうか。販売量によって、どこの会社か、品種権があるか調べ、EACステッカーを貼っている。

### (8) 張総経理(キリンアグリバイオ上海)の説明

#### 中国での事業展開

昨年から中国向けの品種の比較試作を始め、2006年春に初めて中国の向けの品種選抜も行う。キリングループのカーネーション育種大手のスペインB&B社(バルブレ&プラン)の中国エージェントとして、カーネーションの母株を販売し、技術指導を行い、そのロイヤルティー管理、更に、日本向けの切花輸出際にEACステッカーの販売が中心業務である。

#### 品種開発

品種登録は、B&B社の古い品種でもう登録できないものがいまだに中国では人気がある。試作で良い結果のものを今後登録してゆきたい。まだ中国向けのいいカーネーションはできていない。B&B社のふるい品種「マスター」(生産性高く、病気に強く、花が大きく、ギザ弁で、赤い色)をなかなか越えられない。今後、これを越える品種を作って登録し、古い品種を駆逐してしまいたい。

#### キク

中国のスプレーマムのマーケットはまだ成熟していないため、安易に品種を入れて普及すると、切花が日本に輸出してしまうので、現在市場調査のみに留まっている。品種登録としては、無断増殖を防ぐため、キリングループのスプレーマム育種大手のオランダFides社(フィデス)が中国で13品種を出願中である。

### (9) 上海花き市場の実務担当者の話

#### 上海の花き生産の経緯

上海は100年前、中国で最初にカーネーションの栽培を開始したが、文化大革命で一時中断した。80年代、オランダから新品種が導入され、上海で消費が増えたが、上海では冬の生産コストがかかる。そのため、昆明や華南で生産が行われるようになった。

#### 中国での育成者権保護

市場の発展によって育成者権侵害の問題が出てきた。それまで中国は計画経済で、国が種苗を提供してきたので問題は起きなかった。上海の花きの生産と消費は今後も発展していくので、育成者権の保護も図っていきたい。

## UPOV91 年条約批准の動き

中国政府ともUPOV91 年条約の批准に向けて相談している。

### 不法行為への刑罰

カーネーション「マスター」は 80 年代末から 90 年代初めまでは品質が良かったが、その後、種苗の質も落ちてきているので、上海市政府として種苗の品質の向上を目指している。現在、キリンもフジ・プランツも母株の種苗は契約を結んで供給しているが、契約だけでなく法律としての整備を考えている。これが不法行為への刑罰になる。

### 上海でのロイヤルティー回収

今後、上海に、観葉のDUSセンターを作ろうとしている。なぜ上海か。利益を得ているところからロイヤルティーを取ることができる。まず、取れるところからロイヤルティーを取るシステムを作っていく。法律できているので、市場、生産者の管理も視野に入れている。

## 登録品種権利関係マニュアル作成委員名簿

矢花公平（矢花公平法律事務所所長・弁護士）

平木祐輔（平木国際特許事務所所長・弁理士）

GREGORY LINTON（平木国際特許事務所・オーストラリア商標弁理士）

何小萍（平木国際特許事務所・中国語通訳）

下野章司（（社）STAFF・企画調査課長・事務局）

## 中国品種保護制度交流考查団について

### 1．目的

今後、日本の植物品種育成者が海外で育成者権を積極的に取得し、適切な権利行使が行えるように、植物品種の保護に関わる中国の品種保護制度や関連する制度・法律等、権利侵害事例や判例などについて、調査や情報収集を行う。

### 2．調査団員

#### ・団長

矢花公平（矢花公平法律事務所所長・弁護士）

#### ・団員

平木祐輔（平木国際特許事務所所長・弁理士）

グレゴリー・リントン

（平木国際特許事務所・オーストラリア商標弁理士、英語通訳）

何小萍（平木国際特許事務所・中国語通訳）

下野章司（（社）農林水産先端技術産業振興センター・企画調査課長、事務局）

#### ・昆明及び上海同行アドバイザー

鈴木善和（（株）フジ・プランツ・代表取締役社長）

### 3．日程

- 1 1月27日(日) 移動 成田空港 北京空港 北京  
 28日(月) 午前 中国・農林部  
 午後 中国・国家林業局  
 29日(火) 午後 Zhong He Law Office 及び国家林業局指定代理人 Beijing Lanzhong Agribusiness Technology Development Center  
 CN Know How Intellectual Property Agent Limited  
 30日(水) 移動 北京空港 昆明空港 昆明  
 午後 MEILLAND INTERNATIONAL  
 1 2月 1日(木) 午前 雲南省知識產權局、雲南省科學技術局、雲南省林業局、雲南省花き生産協會、雲南英茂花卉産業有限公司  
 午後 雲南英茂花卉産業有限公司  
 1 2月 2日(金) 午前 斗南花卉市場、Yunnan United Floral Transport & Marketing Co., Ltd.、Kunming International Flora Auction Trading Center Co., Ltd.  
 午後 雲南英茂花卉産業有限公司・生産ほ場  
 1 2月 3日(土) 移動 昆明空港 上海空港 上海  
 午後 麒麟生物農業(上海)有限公司(上海振東園芸有限公司、上海市人民政府農業委員會)  
 1 2月 4日(日) 移動 上海空港 成田空港

#### 4. 対応者

##### (1) 中国・農業部

- 陳如明 (農業部植物新品種保護弁公室)  
 盧新 (農業部科技發展中心植物新品種保護処)  
 孫俊立 (農業部科技教育司知識產權及成果処)

##### (2) 中国・国家林業局

- 周建仁(国家林業局植物新品種保護弁公室処長)  
 黄癸吉(国家林業局植物新品種保護弁公室副処長)  
 張慕博(国家林業局植物新品種保護弁公室)  
 王晓原(北京中林綠秀植物新品種權代理事務所)

##### (3) Zhong He Law Office 及び国家林業局指定代理人 Beijing Lanzhong Agribusiness Technology Development Center

- 李光松(北京市衆合律師事務所主任)  
 袁向陽(北京蘭中農商技術開發中心總經理)

##### (4) 北京路浩知識產權代理有限公司(CN Know How Intellectual Property Agent Limited)

- 謝順星(黨事長)  
 朱紹強(國際關係)

王宏芝（考利部）  
張晶（植物品種權代理部）

(5) MEILLAND INTERNATIONAL

楊蒙昆（授權代表）

(6) 雲南省政府關係者合同ミーティング

周黎（雲南省知識産権局協調管理处処長）  
李先之（雲南省知識産権局協調管理处副処長）  
魏氏（雲南省科学技術局国際合作処）  
雲南省知財局協力所処長  
雲南省知財局協力所副処長  
雲南省林業局植物保護 關係者  
雲南省科学技術庁 關係者  
雲南省商業庁 關係者  
和葵（雲南省花き産業連合会 副秘書長 / YFA）  
伍明英（雲南省花き産業連合会）  
同席（雲南英茂花卉産業有限公司・總經理、副經理等）

(7) 雲南英茂花卉産業有限公司（Yunnan Yingmore Flower Industry Co., Ltd.: FYI）

楊洋川（總經理）  
曾建民（副總經理・元總經理）  
劉純青（副總經理・経営管理部）  
范昆（副總經理・三花事業部）  
陳媛（副總經理）  
王志堅（副總經理・種苗事業部）  
周建葵（總經理技術助理）

(8) 斗南市場・F L Y（Yunnan United Floral Transport & Marketing Co., Ltd）

董文怡（副總經理）  
李君（副總經理）

(9) 麒麟生物農業（上海）有限公司

張志豪（麒麟生物農業（上海）有限公司 總經理）  
池堅（上海振東園芸有限公司 總經理）  
上海市花き市場の実務担当者